

# 経営情報ニュース



●Webサイトパック  
ホームページ制作費0円  
全て揃ったパッケージサービス  
●SNS運用サポート  
LINE@/facebookページ  
<http://brain-works.jp/>

2017. 11. 13 (月) 発行

## 社会保険の不服申立制度

**平**成28年4月の行政不服審査法の改正により、年金等の不服申立は以下のようになりました。



### ■1. 処分に不服申立

年金等の請求手続後、審査が行われ、支給決定のときは「年金証書・年金決定通知書」が送付され、不支給のときはその理由が載った「不支給通知」や「却下通知」が送付されます。これら通知を「(原)処分」と言い、この処分に対して不服申立を行うことができます。

### ■2. 審査請求

最初は、処分を知った日の翌日から3月経過前に社会保険審査官に「審査請求」を行います。この期限を過ぎたとき、正当な理由があると認められる以外は「却下」となります。審査請求は口頭でも可能ですが、通常は、厚生局の社会保険審査官又は日本年金機構から書式を取り寄せ、不服の理由等を記載して提出します。改正により、直接保険者に質問を行う(対面又はTV会議形式)口頭意見陳述を求めることができるようになりましたが、省略もできます。

結果、不服が通る「容認」、認められない「棄却」という決定があり、その理由が示された謄本が送付されます。また、ときには、決定前に処分の変更(容認と同じ結果)が保険者から示され、審査請求の必要がなくなるため「審査請求の取下げ」を行うこともあります。

### ■3. 再審査請求や訴訟

審査請求後2月以内に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に「再審査請求」、又は「裁判所へ訴訟」を行うことができます。また、2月経過後であっても審査請求の決定に不服がある場合、その決定を知った日の翌日から2月経過前に社会保険審査会に再審査請求を行うことができます。再審査請求で争うのはあくまで原処分であって、審査請求の棄却内容を争うものではありません。再審査請求の結果を「裁決」と言い、容認、棄却、却下となります。この裁決に不服がある場合、その裁決を知った日から6月以内に訴訟提起することができます。改正により、再審査請求を経ずに訴訟提起が可能となりましたが、敷居が高い裁判を避け、再審査請求を行って結果を待つのもひとつの選択肢です。

## 最低賃金以上の確認方法

**支**払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。  
**時間給制の場合**：時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)  
**日給制の場合**：日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額) ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)、**月給制の場合**：月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)、**出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合**：出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

## キャリアドリフト

**キ**ャリアドリフトとは、自分のキャリアについて大きな方向づけさえできていれば、人生の節目ごとに次のステップをしっかりとデザインするだけでいい、節目と節目の間は偶然の出会いや予期せぬ出来事をチャンスとして柔軟に受け止めるために、あえて状況に“流されるまま”でいることも必要だという考え方です。ドリフト(drift)とは「漂流する」という意味です。異動、転職など大きな変化をともしなう節目は誰の人生にも数年ごとに訪れ、決断を迫ります。そんな節目に直面した時にこそ、自分が本当にやりたいことや好きなことは何なのかをじっくりと内省し、自らの中長期的なキャリアを主体的にデザインしていくべきである、という考え方です。

## NEWS ダイジェスト

- **健康診断で無料のHIV検査実施へ**  
厚労省は、2018年度から、健康診断受診時にエイズウイルス(HIV)検査を無料で受けられるモデル事業を東京などで試験的に実施する方針を示した。病院などに併設の「健診センター」に検査を委託し、実施状況を見ながら他の都市にも広げていく。
- **外国人技能実習制度 法施行で新制度スタート**  
技能実習法が施行された。技能実習生制度の拡大と実習生の保護強化を目的とするもので、新制度では、優良な管理団体や企業については実習の最長期間が5年(従来は3年)に延長され実習の対象職種に「介護」が加わった。